

山崎 寛史 (YAMASAKI Hirofumi)

主任研究員

1981 鳥取県生まれ
2007 九州大学大学院 修了
2007 農林水産省入省 農村振興局
2020 農地基盤工学研究領域 用水管理ユニット



研究者の横顔

<自己紹介>

今年4月より農研機構に配属になりました。これまで配属されてきたのは農水本省の他、国土土地改良事業所（青森県）、土地改良調査管理事務所（青森県、広島県）、内閣府、中国で、3月までは農林水産技術会議事務局の研究推進課での仕事に携わってまいりました。

<研究のテーマ>

今年から初めて研究職の仕事となります。まだまだ手探りですが、ICTの導入プロセスや導入の検討方法について考えています。ICTの導入において、水管理の省力化・合理化や水資源が逼迫している地区ではその必要性が高く、逆に言えば、現状の水管理体制等が運用できており、水資源が余裕がある地区では必要性が低いはず、というところで、水管理体制や、いわゆる水利秩序に関して、近年、土地改良法が改正された影響も踏まえて検討していきたいと考えています。

<その他>

私の実家は鳥取県の中山間地になりますが、そこでの話をいくつか。

先日実家の姉から電話あり、会話の中で「畦畔の管理って何か法的に根拠ないの？」と問われたことがありました。曰く、排水路を挟んで向かいの区画を借りている農家が、畦畔の除草を全く行わず、法面が灌木だらけになってしまっているとのことで、大雨時には、その灌木の影響で排水路が溢れ、こちらの田の畦畔が崩れることもあったとのことです。何分担い手不足の地域であるため、借り手になっている人にヘソを曲げられても困るところで、強くも言えないので、役場から指導してもらおうと相談に行ったものの、「畦畔管理を指導する根拠がない」とのことです。応じてもらえなかったというものです。考えてみれば、畦畔管理は、その区画の耕作者が営農上の理由等で行っているはずで、何がしかの法的な根拠があって実施しているものではなかったはずと、その際は自信なく答えるしかありませんでした。「やっぱりねえ。農地水（多面的機能支払交付金）やってたりすれば、『お金でてるんだから』ってとも言えるけど、そこの地区はやってないしねえ」と姉が嘆息してその話は終わったものの、排水路等、土地改良区の財産の機能に関わる事であっても、集落の自治機能以外には指導が難しいこと、多面的機能支払等が末端施設の維持管理に役立っていることがよく分かるものの、そういう取り組み自体が行えないほど集落機能が低下した地区では、手当する手段が殆どないということは、なんとも難しいと思いつつ、何となくで済ませて良くわかっていないことは実に多いのだと思なおしたところです。

また、地元では昨年、近年まれに見る少雪で、スキー場の営業もできないほどでした。湯水が心配となるところですが、多雨だったので結局その心配はなかったものの、少雪で多くのイノシシが越冬してしまったりしく、実家周辺ではイノシシ被害が大変だったようです。近年温暖化によって高温障害や洪水の発生等の問題が生じているといわれているなかで、鳥獣害にも関係してくるのだと、最近ようやく知った次第です。